

平成28年11月30日

平成28年第4回
宮代町議会定例会議案書
(追加分)

議案番号	件名	頁
議案第101号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	1

議案第101号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年11月30日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として町規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「その子」を「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として町規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」に改める。

第8条の4第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「介護休暇及び組合休暇」を「介護休暇、介護時間及び組合休暇」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「介護をするため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「その勤務しない」を「その期間の勤務しない」に、「第15条」を「第15条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条第1項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第4項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇及び組合休暇」を「介護休暇、介護時間及び組合休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、町規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。